

目的

◎ 刑事手続における「証拠の収集方法の適正化・多様化」及び「公判審理の充実化」を図る。

概要

- 1 取調べの録音・録画制度の導入**
  - 身柄拘束中の被疑者の取調べについて、原則として、その全過程の録音・録画を義務付ける  
〔対象：裁判員制度対象事件，検察官独自捜査事件〕 3年
- 2 合意制度等の導入**
  - 被告人が他人の犯罪事実を明らかにする協力をし、検察官が特定の求刑等をする旨の合意を可能とする  
〔対象：一定の財政経済関係事件，薬物銃器事件〕 2年
  - 刑事免責制度（裁判所の決定により、証人に免責を与え、自己に不利益な証言を義務付ける）の導入 2年
- 3 通信傍受の合理化・効率化**
  - 対象犯罪に殺人，詐欺，略取誘拐等を追加しつつ、組織的な事案に限定するための要件を付加する 6か月
  - 傍受の適正を担保しつつ、通信事業者の立会いを不要とした傍受等を可能とする 3年

- 4 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化** 施行済み
- 5 弁護人による援助の充実化**
  - 被疑者国選弁護制度の対象を勾留された全事件に拡大など 2年
- 6 証拠開示制度の拡充**
  - 検察官が保管する証拠の一覧表の交付手続の導入 6か月
  - 公判前整理手続の請求権を当事者に付与など

- 7 犯罪被害者等・証人を保護するための措置**
  - ビデオリンク方式による証人尋問の拡充 2年
  - 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入 6か月
  - 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入
- 8 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ** 施行済み
- 9 自白事件の簡易迅速な処理のための措置** 6か月

施行期日

◎ 上記 施行済み は、本年6月23日から既に施行。

◎ 上記 6か月 2年 3年 は、公布の日からそれぞれ6か月以内、2年以内又は3年以内の政令で定める日から施行